

教育委員会会議録

平成30年9月3日（月） 午後1時30分 開会

午後2時09分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員
伊藤志のぶ委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、橋本礼子次長兼管理部長、柴田悦己学習教育部長
玉山哲郎生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、瀨瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長
稲葉均福利課長、冨田正美生涯学習課長、小林整次高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、木村誠保健体育スポーツ課長
中田勝徳文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、加藤吾郎健康学習室長
伊藤尚巳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹、都築孝明教職員課主幹
伊藤孝明義務教育課主幹、渡辺浩志保健体育スポーツ課主幹
大谷健二教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 平成31年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について

小林高等学校教育課長が、平成31年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について

伊藤義務教育課長が、平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(3) 平成31年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について

北島特別支援教育課長が、平成31年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(4) 「部活動指導ガイドライン」について

木村保健体育スポーツ課長が、「部活動指導ガイドライン」について報告。
平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

今後、ガイドラインに沿って各学校が、自校における部活動の目指す方向性を示していくことになると思うが、その際に、学校の特色を打ち出してもよいのか。

また、義務的なものではなく、生徒の自主的な活動を支援するためのガイドラインであると解釈してよいか。

(木村保健体育スポーツ課長)

子どもたちが練習をやりすぎて健康に悪影響を及ぼしたり障害などを起こしたりするといけないことから、やりすぎに注意するという意味で基準を示す必要がある。

また、教員も、指導により疲弊してしまっては教育的意義の高い部活動が長続きしなくなることから、適切な部活動を持続的に運営するためにこのガイドラインを策定している。

特に高校においては、生徒が中学校を卒業してかなり成長しているので、この段階では、いろいろな学校の方針があるので、これは各学校の校長がガイドラインを踏まえた上で、少しずつその学校の特徴に合わせた方針を作っていたらいいと思っている。

(廣委員)

昨今、世の中のスポーツ界がコンプライアンス問題についてかなり厳しい目が向けられているが、こうしたことについても、ガイドラインが基となり部活動がさらにより良いものになればよい。

(伊藤委員)

26ページ「参考例13」の二段落目だが、「アナフィラキシーの症状がみられる場合にはエピペンの手配等、対応に当たる。」とあるが、この場合は、緊急を要するので、「エピペンを使用する」というような表現が望ましい。数年前に小学校でエピペンを必要としている子どもが、教室でアナフィラキシーの症状になった際に、担任の先生がこれを使うのか、どうするのかというやり取りがある中で手遅れになった事例があったと思う。ガイドラインである以上、その症状において、手配からというイメージではよくないのではないか。

(木村保健体育スポーツ課長)

「参考例13」は、アナフィラキシーを起こす危険性の高い児童生徒は、事前に知らされている場合が多く、周りが知っている状況で即座に処置ができるということを想定したものであるため、伊藤委員の指摘のとおり、機会を見て、「すぐに使用する」といった表現に変更していきたい。

6 請願

請願第13号 セクシャル・ハラスメント（セクハラ）実態調査をすることを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

セクシャル・ハラスメントも含めて不祥事防止は大切なことだと思う。社会のセクシャル・ハラスメントへの関心は深く、話題になったり、問題になったりする状況にある。

今年度、いくつか懲戒処分があったが、わいせつ事案はどれだけあったのか。それから、児童生徒へのセクシャル・ハラスメントについてはどのような取組を行っているのか。

また、不祥事防止に向け継続した取組は必要であるが、何か新しい対策は講じられているのか。

(稲垣教職員課長)

今年度は、これまで8件の懲戒処分中、わいせつ事案は盗撮を含め5件であり、うち3件は児童生徒に対するわいせつ事案である。

平成27年9月に「教員の不祥事防止対策プロジェクトチーム」からの提言を受け、教育委員会では、わいせつ事案対策を重点に取り組んでいる。若手教職員への研修や、特に、教職員の自校生徒へのわいせつ事案は、生徒から他の教職員へ相談し発覚する事も多いことから、児童生徒が相談できる環境など体制整備を進めている。

また、生徒向けリーフレットを作成しており、学校において資料を活用し、児童生徒からの相談体制を確立することや児童生徒に対して何がセクシャル・ハラスメントに該当するのか周知するとともに、セクシャル・ハラスメントに遭遇した際の対応方法や相談窓口の周知をするよう各学校に呼びかけている。

そして、不祥事防止については、継続した取組をしているが、継続していく中でいろいろな見直しを行っている。

毎年、年度当初に作成する啓発資料には、今年度は、「不祥事ゼロを目指す学校の取組」と題して、こういうことがあったから不祥事が起きてしまったということを教職員に対して示している。

また、毎年6月を「服務規律の自己点検強化月間」としているが、今年度は、「不祥事の根絶に向けて」と題した教職員向けのメッセージを配付し、教職員が当事者意識をもって不祥事防止に真摯に取り組むよう注意喚起を行った。

さらに、例年9月の下旬から実施している管理職との面談を、今年度は2学期早々から実施することで、所属管理職による面談を通して、全教職員を対象にチェックシートを活用した自己点検を促していく。

また、平成28年度から始めている若手教員を対象とした3年目研修については、今年10月に服務研修として実施を予定しており、採用後の2年間で振り返り、愛知の公教育を担う者としての立場・使命・役割を再認識させ、教職員としてコンプライアンスの意識を持ち、服務規律を遵守するよう、注意喚起していく。

7 議案

平松教育長が各委員に諮り、第25号議案 公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開にて審議することとした。

第23号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について

野村教育企画課長が、教育に関する事務の点検・評価報告書について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第24号議案 平成31年度教職員定期人事異動方針について

稲垣教職員課長が、平成31年度教職員定期人事異動方針について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第25号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題 平成30年度教育委員会所管9月補正予算(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

協議題 平成30年度教育委員会所管9月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として広沢委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、セクシャル・ハラスメント(セクハラ)実態調査をすることを求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。